

「目黒区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」
の一部改正について

1 改正の概要

長期継続契約を締結することができる契約に、電子計算機処理に係るプログラムの保守及び運用業務を加える。

2 改正の理由

規則施行から 17 年を経えており、社会状況や区の業務も大きく変化している。特に、電子計算機処理業務の中で、ソフトウェアの購入及びクラウドサービス等の、一定期間の利用を前提とした業務への対応が課題となっていたため、このたび、改正に至ったものである。

また、国（総務省）から、ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について（令和 2 年 1 2 月 2 2 日付け総行第 3 0 7 号）の通知において、ソフトウェアの使用許諾契約を長期継続契約とする場合の技術的助言がなされており、その趣旨にも準じる。

3 改正の効果

ソフトウェアの購入及びクラウドサービス等は、単年度よりも複数年の一定期間導入する方がより効率的であり、運用にかかる経費も期間保証があれば安価となる。

なお、現行では長期継続契約が認められていないため、単年度又は債務負担行為による契約を行っているが、債務負担行為契約で予算変更が生じた際の議会の議決が必要となること等の課題が解消される。

4 改正内容

別紙 新旧対照表のとおり。

5 改正スケジュール

公布日：令和 5 年 1 月 4 日

施行日：令和 5 年 4 月 1 日

以 上